

☆道路橋定期点検の基礎知識☆

◇道路橋とは

道路を構成する構造物の一部であり、川や谷などを渡る幅2m以上のものをいう。

静岡市では 2,610 橋*の道路橋を管理している。 ※H31.4 月現在

◇近接目視点検とは

5年に1回の頻度で、人が道路橋に近づき見て触って叩いて点検することをいう。

◇健全性とは

近接目視点検の結果を4段階で評価することをいう。

I：健全

道路橋の機能に支障が生じていない状態

II：予防保全段階

道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態

解説：橋としては問題ない状態であるが部分的に損傷があり、今後、損傷が進行しないように予防的に補修をする必要があるもの

III：早期措置段階

道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態

解説：直ぐに橋を渡ることが出来なくなるような状態ではないが、このまま損傷を放置した場合、損傷が進行し橋を渡ることが出来なくなる可能性のある状態

IV：緊急措置段階

道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

解説：このまま橋を渡るとは危険な状態であり、通行止めとする状態

◇損傷とは

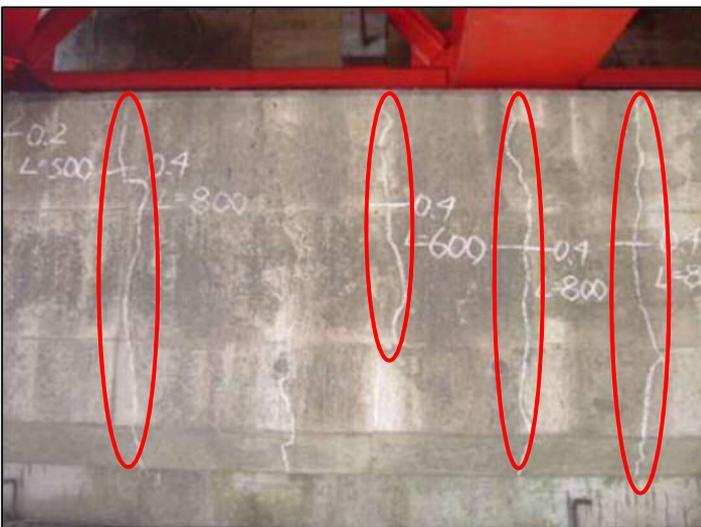
*鉄筋露出^{てつきんろしゅつ}：コンクリートが剥がれ鉄筋が露出していること



* 腐食^{ふしょく}：鋼製桁などの鉄製の部分の塗装がはがれ、防錆機能を失い錆が発生していること



* ひびわれ：コンクリート部分に微細なクラックがあること



* 遊離石灰^{ゆうりせっかい}：コンクリートの石灰分が水によって流れ出て白く見えること



*うき、^{はくり}剥離：コンクリートが浮いて空洞ができていること、剥がれ落ちること

